

平成 30 年 11 月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成 30 年 10 月 31 日 (水)
- 2 場 所 市役所南別館 3 階委員会室
- 3 開始時間 午後 1 時 30 分
- 4 終了時間 午後 3 時 28 分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、瀨田委員、岡村委員
その他の出席者

栗山教育部長、前村学校教育課長、田畑スポーツ振興課長、新宮障害学習課長、矢部都城島津邸館長、
黒木高城地域振興課長、江藤教育総務課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総
務課主査

6 会議録署名委員

赤松委員、中原委員

7 開 会

○教育長

では、ただいまから 11 月定例教育委員会を開催します。よろしくお願いいたします。

本日の委員会の終了時間ですが、15 時 30 分を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします
します。

それでは、前会議録の承認をいたします。

皆様方のお手元に、平成 30 年 10 月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。

本委員会終了後、会議録署名委員でありました中原委員と、岡村委員に署名していただきたいと思いま
すので、よろしくお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

では、本日の会議録の署名委員の指名をいたします。

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第 15 条の規定により、赤松
委員、中原委員にお願いいたします。

9 教育長報告

○教育長

それでは続きまして、教育長報告をさせていただきます。

事前にお配りしていた資料も多くございますので、よろしくお願いいたします。

まず、レジメとなっております 11 月教育長報告の表紙をご覧ください。

まずは、祝吉地区公民館落成式、数々のオープニングイベント、さらには、今、学校訪問に行ってい
たしております、そちらのご出席まことにありがとうございます。またお気付きの点があれば、指導主事や私
にお伝えいただけるとありがたいと思います。

では今日は、大きく分けて 4 点報告がございます。

まず、1 点目でございます。平成 31 年 4 月 1 日、教職員人事異動方針について、県から説明がありまし
た。変更点だけをここにあらわしております。大きな変更点として、3 点ございます。

1 点目は、主幹教諭昇任の場合は、他の地区内への転勤を考慮するというので、これまでは、主幹教諭

昇任の場合でも、そこにいる場所によって転勤することも多かったのですが、それはもう外されまして、教頭先生と同じような形で、教頭昇任と同じような形で、色々な地区に行ってもらいますよというようなことでございました。

2 点目といたしまして、「南那珂地区、それから、西諸県地区、東・西臼杵地区からへき地上番をした者については、へき地交流期間を地区内勤続年数に含める。」ということなのですが、聞いただけではピンとこないと思います。今まで、南那珂とかそういうところから、例えば、17 年になったので、へき地上番をして帰ってきたら、またそこからカウントがふりだしに戻り、1 年目から始まるということになって、なかなか色々な広域の人事に差し障りがあるということがありました。ですので、この 3 つの地区からへき地に行かれた方は、へき地にいる間の時間もその地区にいたことにして、例えば、17 年経ってへき地に出られて、3 年経ったら、20 年その地域にいるという認定をしていただけることになりました。そのことによって、今度は 5 条、15 条という地区外への転勤が可能になるということでございます。

3 点目でございます。宮崎大学附属幼稚園、小学校、中学校があります。これに関わる人事交流については、所定の期間、これは大体 5 年を念頭に置いているらしいです。所定の期間を満了した者については、地区内転勤年数は引き継がない。これもわけのわからないところがあると思いますが、要するに、宮崎大学の附属に行かれた先生方は、もう次は全て地区とか年数を引き継がないので、どこにでも行けると、そういうような形での変更点です。

そして、押印日についてでございます。

今年度の押印日については、3 月 4 日から 8 日の間に設定したいとの県からの申し出がありました。臨時教育委員会は、押印日もしくはその前日に行う予定にしておりますので、また決まりましたらご連絡したいと思います。どうかよろしく願いいたします。

では、大項目 2 番目といたしまして、九州都市教育長協議会及び市町村教育委員連合会研究大会に行っていました。研究大会は、赤松委員も一緒に行っていたで、ありがとうございます。

その中で、我々に関係ある部分、例えば、九州都市教育長協議会では、行政説明資料として、文部科学省の内容が出てまいりましたので、提出させていただきました。文部科学省といたしましては、地方財政措置によって主な教育環境の整備の計画をしていますという打ち出しでございます。この時期には、まだエアコンのことがはっきり決まっておらなかったもので、それは内容からは外れているようですが、文教関係の地方財政措置をしたもので、大項目でいきますと社会の生きぬく力の養成、これは ICT とかいうものが入っております。図書館、JET プログラムによる ALT 任用の要望、それから、教職員定数の改善、国が 3 分の 1、地方負担が 3 分の 2 ということで、そこに打ち出しがしてあります。大項目でいきますと、学びのセーフティネットの充実ということで、これにつきましては幼児教育の無償化が打ち出してありました。それから、高校生等の奨学金給付金の充実ということで、今回、給付の形での奨学金を考えているということでした。

その下の段が、東日本大震災の被災地域の復旧・復興支援。

続きまして、ページを開けていただきまして、学校設備の防災機能強化。公立大学、私立高等学校、地方大学との連携等がここに書いてあります。文化行政の機能強化ということで、こちらに掲げてあります。このような説明を聞いてきたところでございます。

実際には、これをどう使うかということは、それぞれの地方公共団体に任されているところでございますので、そういうことを踏まえながら、今後、予算要求をしていきたいと思っております。

続きまして、市町村教育委員連合会研究大会ですが、小林市の教育長が発表されまして、「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかこ 小林市」という、これは都城の人たちはわかりますよねと言われて、てなむって何ですかという話をしたところです。

てなむというのは、みんな一緒にという意味だそうで、あまり都城では使いません。それから、じょじょんよかこ、これもあまり使いません。じょじょんなどは使いますけれども、じょじょんよかこことは使

ませんねという話もしながら、発表を聞いてきたところでございます。

一番の特徴は、小林市の教育は 0 歳から 100 歳までの小林教育プランを立てていらっしゃるということです。人生 100 歳になったことを契機に、ここに着目して、教育プランを立てていく。この会には、当然ながら小林市の中でもこども課のようなところがありまして、保育課も含めてでしょうけれども、そういうところとの連携としては、主軸に教育委員会が音頭をとるということを書いていらっしゃいました。0 歳から 100 歳までの中にどのように教育というものを、それから、健康というものを落とし込んでいくかということについては、今後、都城市もやっていかなければならないと思いますし、また、新たなプランを立てる時には、こういうことも必要かもしれません。

ただ、いいことばかりをおっしゃったわけではなく、小林市の教育に、なぜ健康かというところでは、肥満度とむし歯有病率をはっきりと打ち出しているとは思っていましたが、かなり悪いです。都城市と比較しても、多分、うちのほうが悪いでしょうと言われたとおりでしたけれども、何か手を打たないといけないというような理由であるということだと思います。うちと同じようなことも沢山されておりまして、その成果という意味では、大変参考になるものでございました。

続きまして、講演がございまして、久世由美子元コーチでございますが、松田選手を育てられた方でございます。非常にいい話でございました。パワフルでございましたけれども、71 歳にはとても思えない、パワフルな方でした。この方ぐらいなのだそうです。オリンピックコーチになられて、もともとがボランティアでやられていたコーチですので、ほかのコーチは皆スイミングクラブのコーチで、そういう人たちが集まってやるにもかかわらず、この方だけはボランティア出身ということで、それにもプライドを持っていたらっしゃいました。

大変、印象深かったものでございます。一番最初は、松田選手との関わりからずっとお話をされていって、小 2 ぐらいまではあまり普通のお子さんだと。ただ、体格は大きかったというような話をされておりましたが、基本は、挨拶、礼儀、返事、故障のない体、この 4 つが基本になっていて、松田選手は久世コーチとともに歩んでこられました。一回も故障していないそうです。それはなぜかと言うと、泳いだ後は、皆早く水から上がりたいと思うらしいのですが、それだと故障するのだそうです。ですから、クールダウンをするために、またそこから泳がせる。それをずっと毎回やらせたということをおっしゃっていました。松田選手は小 2 の時に、バルセロナオリンピックで当時中 2 の岩崎恭子さんが金メダルをとった。これが契機になって、小 6 の時にオリンピックに出るという覚悟を決めたのだそうです。残念ながらそれはかなわなかったのですが、本当に努力をしながら、標準記録を突破し、ナショナルチームに中 1 の時に入り、そこも 3 年で卒業して、インターナショナルのチームに上がって行って、そしてやっていったということでした。

得意種目はバタフライなのですが、バタフライは途中までまったくやらせずに、高 2 で初めてバタフライをやらせたなら、一年間で短水路の日本新記録を出したという形でございます。オーストラリアに何回も自費で通いながら、育て上げてきたということでもございました。

最後の銅メダルは、リオオリンピックだったのですが、松田選手は 32 歳の時だったのですが、800 m 自由形リレー、つまり最後はクロールに戻るらしいのですが、バタフライをさせると今まではずっと戻ってきた回復力がなかなか戻らないということを経験したということでもございます。色々と教育について参考になることがありました。

中には詳しく、ご本人が書かれたこと、コーチングで考えていらっしゃる等が書かれてありますので、また読まれていただくとありがたいかなと思います。

さらに、この久世コーチは、11 月 14 日付で、延岡市の教育委員になられます。ですので、私たちの仲間になるということで、今回、講演をしていただいたということです。また、お会いする機会もあるかもしれません。

では、続きまして、大きな 3 番としまして、生徒指導の状況について、先ほどお配りした用紙をご覧ください。

まず、非行等問題につきましては、小学校 2 件でございます。1 件は、残念なことです万引きが一人、それからもう 1 件は、指導に従わない勝手な言動や授業妨害ということで、2 件上がってきております。2 件目のお子さんにつきましては、前回もお話をしたところでございます。

不登校につきましては、小学校 33 名、新規が 24 名と、やはり、9 月、10 月になりまして、多くなりました。それから、中学生が 118 名、新規が 42 名ということでございます。少し、小学校の新規の数が増えているのが気になっているところでございます。30 日以上の不登校者数は、小学校は 11 名、中学校が 84 名になっております。

また、いじめにつきましては、アンケートを実施したのが 31 校、中学校が 10 校、報告事案につきましては、計 5 件が上がってきております。いじめの認知件数と解消件数でございますが、表の 9 月のところをご覧ください。小学校が認知件数が新たに 185 件、中学校が 11 件、累計の解消数が、小学校が 665 件、中学校が 36 件、これは、解消率にしますと、表の最後をご覧ください。小学校が 98.2%の解消率、中学校が 80%の解消率でございます。小学校は前月比にしますと若干下がっておりますが 98%ですので、解決できていないのがごくわずかということです。中学校は、少し増えまして 80%台に乗ってきたということでございます。

続きまして、交通事故でございますが、9 月中は確かに小学校 0 件、中学校 1 件でございましたけれども、実は、10 月になりまして、先にお出ししておきますが、高城小学校にてドクターヘリを呼ぶという、そういう事故が発生いたしました。自転車に乗っていた時に、車との接触、頭を強く打っていると見込まれて、宮崎医大にドクターヘリで運ばれるという事案でございました。最初、意識が混濁をし、少し危ないかなと思われたのですが、翌々日に意識が回復しまして、その後、快方に向かっております。要するに頭を強く打って、体はそんなに、顔が擦り切れているらしいのですけれども、そんなに外傷はないということでございました。小学生のヘルメット着用につきましては、それぞれの学校にお願いをしているところなのですが、なかなかこれが定着しない。補助金もなかなか出せないものですから、個人持ちになってしまいますので、色々問題ははらんでいるとは思いますが、なるべく早くヘルメットの着用を実現したいと考えているところでございます。

続きまして、不審者、声かけ事案でございます。小学校からの事案が 2 件、中学校が 4 件でございます。やはり、学校が始まりますと、この事案も増えているようでございます。

その他、学級がうまく機能していない状況のところがございます。一番目の男子児童でございますけれども、5 年生のお子さんでございますが、10 月 16 日に第 2 回目のケース会議がありまして、いろいろと協議をしていったわけなのですけれども、実は、昨年も、この子が 4 年生の時もこの時期から、寒くなる時期から段々と不登校気味になっていったということでございましたが、今年もなかなか出て来れないというような状況です。この子のことについては、下から 2 行目に書いてありますように、毎日の出欠状況を市教委の学校教育課に報告してもらうこと等を、共通理解をしているところでございます。そして、来週の頭ですけれども、11 月 5 日、月曜日に南部教育事務所との生徒指導学校訪問を予定しておりまして、状況等の確認に行きたいと思っております。

続きまして、2 番目のお子さんでございますが、6 年生の男子でございます。授業中に無関係な発言やそういうようなことで、授業妨害をしているということでございました。S S W から保護者へ、学校の本人の悪質な言動を伝えるということをやっているところでございます。保護者もようやく真剣に話を聞く耳を持っていただけるようになってまいりました。また、スクールサポーターは警察の方ですけれども、保護者本人に対して、今行っている言動の悪質さを犯罪という点から指導をしていただいているところでございます。しかしながら、本人の悪質な言動はエスカレートする一方で、周りの児童たちも教師の指導を素直に受け入れられないような雰囲気が広がってしまっているということです。学校としましては、警察との連携をより強化したり、当該学級の保護者へ授業への日常的な参観を依頼する文書を出したりして、保護者との連携をした対応を行っているところでございます。

ここまでで、大きく 3 つあったのですが、次の協議をいたします関係上、これまででご質問等があればお願いいたします。

○濱田委員

今のご説明で、小学校 5 年生の男子が問題であって、そのクラス自体は問題でもないということでしょうか。

○教育長

この 5 年生の男子と 6 年生の男子がよく一緒になって、授業を壊しているというようなことを聞いております。この男子が起因になって学級が騒がしくなっているというのが大体です。

○濱田委員

今不登校になりかかって、その 5 年生は学校に来なくなっているという、教室は少し落ち着いているのですか。

○教育長

学級そのものは落ち着いてきていると思います。

と言いますのは、この子のために支援員をお付けいたしました。これは前回にもお話ししたところですが、それにもかかわらず、しだいに学校に来なくなる。それで学級が落ち着いている。ただ、それで終わりにしてはいけないわけですので、何とかこの子を登校させて、学級の中に入って、学習をしていただくということが大切かなと思っています。

○濱田委員

ありがとうございます。

○教育長

特性が非常に強いお子さんで、病院にもかかっておりますし、投薬のほうもしていただいているのですが、夏休み中、ご自宅では服薬しなかったらしいです。そのまま 2 学期を迎えて、適応ができない状況になっているということでした。

ちょっと考えられないのは、このお子さんが昼頃に自転車で学校に来て、来たよみみたいな形で顔を見せてというような状況ですので、なかなか厳しい面があるのかなと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

では、続きまして、協議といたしまして、前回も行っていただいた協議でございますが、引き続き、学校閉庁推進期間及び学校閉庁日の設定についてということで、学校教育課といろいろと協議をいたしまして、案を作ってもらいました。事前にお配りしていただきましたので、ご覧になっていただけたのではないかなと思います。

この目的といたしますのは、都城市の教職員一人一人の心身の健康維持の実現と誇りとやりがいを持って職に従事するという環境を整備していきたいということでございました。来年度実施するとしましたら、市教育委員会といたしましては、8 月 9 日から 8 月 15 日の 7 日間を学校閉庁推進期間にしたいと考えました。学校閉庁日につきましては、学校閉庁推進期間の中に各学校で学校閉庁日を設定するというふうにしております。

留意点といたしましては、学校閉庁推進期間については、学校教育課主催の行事や会議等は実施しないということも、当然でございますが、この期間中は夏季休暇、リフレッシュ年休等を集中的に取得することを奨励する期間というスタンスで、この間話し合っていたとおおり、もっていきたく思っております。

学校閉庁日についてなのですが、数日設定することができるというふうにしております。すべて閉庁日としても可ということでございます。最低 1 日は実施をお願いしたいと思います。各職員が年間を見通した上で計画的に年休や夏季休暇等の取得ができるよう、配慮していただきたいをお願いをしております。同時に、日頃の業務推進を計画的に行うよう改めて指導するという。学校の細かな管理体制等については、週休、通常の土日と同じ扱いとします。管理職は率先して休暇等を取っていただき、管理職の勤務も必要

ないとし、部活動は原則休養日。期間中に休暇等がとれない職員、特に、市嘱託職員等が上がってくると思いますが、事前に管理職に動静について報告し、出勤することは可といたしたいと思います。緊急時には電話対応を含め、学校教育課が対応するというので、今後これが決まりましたら、関係各課への周知をしてみたいと考えております。

今後のスケジュールでございます。本日 11 月の定例教育委員会でこの方向性でいかなるものですかというご提案でございます。11 月上旬には、校長会理事との協議といたしまして、プロジェクト会議を持っております。その中の議題にしていきたいと思っております。11 月 26 日、月曜日、市小中学校の校長会が行われます。ここで説明を行います。11 月 28 日、12 月の定例教育委員会について決定事項の付議をさせていただきたいと思っております。12 月上旬には学校に通知しないと、新たな年休取得につきましては、1 月 1 日から始まるものですから、そのような通知の仕方をします。そして、12 月中旬には、保護者・地域への発信を始めていきたいと思っております。保護者へは、学校より発出していただくという形になります。文書は統一したもので行いたいと思っております。当然ながら、学校運営協議会にも周知していきたいと思っております。地域へは、生涯学習課と連携して、公民館等への連絡で周知していただくということになっております。

また、いろいろな意味では、学校の近くで散歩される方々には、散歩がてら、学校の校舎の様子とか見ていただくようお願いもしていかなければならないだろうと思っております。保育課を通して、児童館への周知も図っていききたいと思っております。

12 月下旬でございますが、校長から職員への周知をしてもらい、1 月からの休暇取得時から影響することを周知していただきたいと思っております。来年 1 月、休暇等取得の開始が始まりますので、8 月の 9 日から 15 日を見込んだ休暇等の取得について、お願いしていきたいと思っております。

今後の課題なのですが、動植物の管理、学級で生き物を飼っているところがあり、今まではそういうものを全部 1 ヶ所に集めて、えさやりをやっていたのですが、それができなくなるのではないかと思います。ですので、ちょっとした連休の休みとかの時には、そういう動植物は持って帰ってもらっていましたので、そういうことになるかもしれません。

ネーミングについてです。これは、学校教育課がこだわっているのですが、学校閉庁は暗いということで、何か名前を決めたいと思っております。学校閉庁日の実施と同時に、先生方の業務量の精選をしなければ、結局この期間中、休暇をとったとしても、後で大きな波がしわ寄せがやってくるということになります。そのことも十二分にお伝えしたいと思っております。

指標としましては、週当たりの総在校時間数というもので、指標を作りたいと思っております。これが 60 時間を超える、学校にいる時間が週によって 60 時間を超えてしまう。月の残業時間が、これでいきますと、80 時間を超えるという過労死ラインのところなんです。こういうような形で、過労死ラインにいる、突破している相当の職員に焦点を当て追跡調査を行い、その職員の在校時間数を減らすことを働き方改革の第一指標としていきたいと思っております。ですから、管理職としては、こうやって働き過ぎの人の時間数を必ず把握していないといけないわけなので、そういうところでは管理職の方々にもしっかりと対応していただこうと思っております。

保護者や市民への確実な周知が必要になってくると思っておりますので、あらゆる機関を使ってやっていきたいと思っております。

期間中、留守番電話の設定はできないかということでございますが、その次のページをお開きください。他市の状況について調べてもらいました。宮崎市が実は留守番電話を設置しております。この留守番電話は、NTT との契約でやるというもので、機械的なものではないようで、一括して留守番電話の契約を結んでやっているようでございます。しかしながら、周知さえしっかりしていれば、あまり留守番電話は必要ないのではないかという意見もまた出てきております。また後でご意見を伺いたいと思っております。

延岡市は、土曜授業を実施しておりますので、その固めどりという形で、10 日から 16 日、12 月 27 日、28 日も含めて、リフレッシュ連休等を取得する時間ということで、やっているようでございます。小林市

は3日間、お盆の時期を中心にして行って、その時期を休みにするというごさいます。日向市は、目的に省エネも含んでおります。10日から16日になっております。お隣の三股町でございますが、13日から15日、省エネの目的で、部活等も原則中止でやっているという状況です。

最後に参考としまして、三鷹市の働き方改革キーワードというのが出ておりましたので、そこに掲載させていただきました。

では、前回の委員の皆様方のご意見を盛り込んだ中で、こういうような案を作ったのですが、何か質問等ありましたら、聞かせていただきたいと思います。

○教育総務課長

市の嘱託職員が教育総務課のほうで採用試験を受けていただいて、面接を行って、勤務条件等を希望者に話しながら、採用に至るわけですけれども、実際、管理職が不在の中、出勤することはなかなか現実的ではないとは考えますし、できれば、宮崎市みたいな変形労働制、7時間勤務の日を作って、3日間の週休をとるような形に変えたいので、学校技術員も今、9名いらっしゃいます。9校に配置してございまして、正職員は本校4校と兼務校、再任用は5名いらっしゃいますので、今13校に従事してございまして、それ以外の学校に対しては、環境美化職員をそれぞれの学校に要望があった時に、剪定作業なりをしてございまして、このあたりも早めの周知が必要かなと考えてございまして、あまり困難が生じないようによろしく願います。

○教育長

今、課長が言っていた宮崎市の方法なのですが、結局は業務をしているので、全体量は変わらないという批判がすごく出てございまして。結局、別なところの量を増やして、そして、休ませるのであれば、本末転倒であるという話です。そのところも非常に苦しいかなと思いますけれども。やはり、この時点で1日しか年休がないという方もいらっしゃいますか。

○教育総務課長

去年、三股町がされましたので、町の嘱託職員の話を知っていたので、なぜ、休みたくない時に休まないといけないのか、よくわからないという話を受けてございまして、そのあたりの考慮を。

○教育長

おっしゃるとおりだと思います。宮崎市でかなり批判を浴びてございまして、自分はその分、結局、休みになってしまうから、働きたいというご意見も多かったみたいです。

○赤松委員

教育委員会が市雇用の嘱託職員に対する対応をしっかりと考えないといけないということですね。

○教育長

そのとおりですね。

○赤松委員

学校教育課は、ネーミングを閉庁というお言葉にこだわっていらっしゃるようですが、はっきり閉庁と、一般市民にも明確に周知することが大切だと思います。この期間は、学校は稼働していないのですよ、ということをお知らせするほうが、私は円滑に進むだろうと思っています。だからネーミングにこだわる必要はないかなと思います。はっきりしたほうがいいのではないかと私は思います。

○教育長

貴重なご意見、ありがとうございます。その旨をしっかりと伝えまして。

○中原委員

もっと言うと、閉庁もぴんどこないと思います。一般の方だと。閉校だと分かるのですけれども。赤松先生がおっしゃるように、わかりやすいほうがいいと思います。

○赤松委員

わかりやすく、その期間は学校に行っても誰もいないのですよと、一般の人にも理解していただくような

言葉でお願いします。

○教育長

全国的に言いますと、このネーミング、学校閉庁日というのが、ほぼほぼ一般化してきておりますので、それを使わない手はないかなと思います。

○中原委員

ざっくりとぼんやりとなのですが、巷でもオリンピック等も関係したり、サマータイムの導入とかが本格的に進んでいった場合、期間的な休暇の取り方は、別に支障がなければですけども、それを導入することによって、せっかくの周知がいきそうなところで、また、こちらでもやられるという可能性はないのかなと思います。であれば、そのタイミングを見越して、そこに合わせてという方法も、それまでは猶予期間ということでやってみて、試行錯誤といいますか、ネーミングも含めてやっていくというのものもあるのかなと。

○教育長

私たちが教育委員会として考えているスタンスというのは、結局、学校に予備的になってしまうという、つまりは沢山年休がある人、もう年休が少ない人がいないという学校は、なるべく休むという形になるし、そういう方が中にはいらっちゃって、学校に出て来ないといけないという形になった時には、そこでまた工夫をしていかなければならない場合もあると思うのですけれども、そういうような形でどのくらいそういう期間を設けられるのかということも含めた上で、施行をさせていただくと。今、中原委員がおっしゃいますように。

○中原委員

制度が導入されますと、保育の場合にも、開園時間、閉園時間がかなり変わってくるので、それは非常に大きな問題ですね。

○教育長

サマースクールはやらない方向になったみたいですので、確かに、こういう改革をする時には慎重に。

○赤松委員

体調不良の方がいらっしゃるような学校は、その方が、年休をかなり消化していらっしゃるような状況なのでしょうね。あるいは、傷病休暇に引き継ぐ場合に、傷病休暇に引き継いで、幾らかの年休を残すとか、そういった方がいらっしゃる学校は、9日から15日までどのように休暇を取るかというのは、難しい部分が出てきますよね。できるだけ、教育委員会としては、9日から15日前後で閉庁期間をとってもらったほうが、学校教育課の趣旨としてはいいのではないのでしょうか。

○教育長

そういうことでございます。

○赤松委員

こういうことを打ち出していくということは、大事なことだと思います。働き方改革は言い換えれば、どう休むかということですので。

○教育総務課主幹

今日、宮崎市のほうに確認をとったのですが、ここに書いてありますように、今年は休みをとりやすくする期間ということで、完全な閉庁日ということではない形で実施したということで、教頭先生が市の雇用の人が出勤するために鍵を開けにいけないといけないとか、そういった課題があったと聞きました。変形労働制とか、いろいろ書いてあるのですが、市雇用の職員は学校事務だけではなくて、宮崎市の全体の雇用の中の学校事務の取り扱いなので、学校事務だけを特別扱いにしているのかという議論があるそうです。夏休みを取れるような環境を作っているとか、教育委員会だけではなかなか決定ができないので、宮崎市の人事課とも調整をしないといけないので、なかなか色々とハードルが高いという話は伝え聞きました。

ほかに実際やられている日南市とか、そういったところも私のほうでも調査をしようと思っています。

○教育長

ありがとうございます。そういうリサーチが非常に大切になってくると思いますし、かなりの問題が浮き上がったと、宮崎市は言っていました。実施するに当たっては、そのことを非常に考えていかなければならないと思いますし、確かに、市の雇用の方々ほかの方は皆、働いているわけですから、それを考えれば、何かうまいことがないかと。例えば、教育委員会に引き上げて、その期間、別な仕事してもらおうとか、いろいろその手はあるのかなと思っていますが、今後研究をしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、時間が経ってしまいました。これで、協議を終了させていただきたいと思います

10 議 事

【報告第 93 号】

○教育長

それでは、議事に入りたいと考えます。

本日は、報告 9 件でございます。

では、報告第 93 号を、高城地域振興課長からご説明いただきたいと思います。よろしく願います。

○高城地域振興課長

高城地域振興課長の黒木でございます。

報告第 93 号、「お城のかたりべ」開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

開催要項にございますように、やさしい方言を交えての昔ばなし会を実施し、郷土の歴史や文化を感じてもらおうとともに、郷土資料館の利用促進を図るものでございます。日程は、11 月 29 日、木曜日、10 時から昔ばなし会をはじめ、11 時から資料館見学でございます。対象者は、高城地区の三公立幼稚園の園児です。講師は、長年にわたり都城北諸地域の伝説や民話の発掘に尽力、特に、方言の大切さを訴え、語り部育成活動に大きく貢献されております山之口在住の竹原由紀子先生です。

以上で、報告第 93 号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 93 号につきまして、何かご質問はありませんでしょうか。

それでは、報告第 93 号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第 90 号、報告第 91 号、報告第 92 号】

○教育長

では続きまして、報告第 90 号、91 号、92 号を、都城島津邸館長から説明をいただきます。よろしく願います。

○都城島津邸館長

では、報告第 90 号 NHK大河ドラマ「西郷どん」パネル全国巡回展開催要項の制定について。

NHK大河ドラマ「西郷どん」パネル全国巡回展開催要項を別紙のとおり制定するものです。

次のページでございます。

開催要項です。開催のねらい、大河ドラマ「西郷どん」放映に連動して、NHKは大河ドラマ「西郷どん」パネル巡回展を全国 26 局で開催しております。県内では、延岡市役所、宮崎県立図書館、そして、当館で行われます。都城島津邸では、巡回展を催すことにより、幕末から明治維新の変換期をドラマで使用した衣装や小道具等を通して、より身近に感じていただくとともに、郷土の歴史を見返す機会とするものでございます。

開催日時、平成 30 年 11 月 21 日から 11 月 25 日、5 日間でございます。

会場、都城島津邸本宅、主催、NHK宮崎放送局、共催、都城島津邸でございます。

内容といたしましては、「西郷どん」のオープニングやダイジェストを5分程度にまとめた映像を上映いたします。これは、エンドレスでございます。また、番組や歴史に関するパネルを十枚程度、出演者が使用したものと同じ小道具や衣装、出演者のサイン入り色紙を展示します。他に、登場人物等身大のパネル、西郷吉之助、大久保正助、岩山糸、篤姫、島津斉彬、愛加那（西郷どんを含む）や記念撮影用のポスター、ビジュアパネルを設置するものでございます。

観覧料は、この期間に関しては、本宅のみ無料といたしております。そのほか、期間中、NHKのほうから監視員2名が常駐するものでございます。

次のページでございます。

設置図を添付しております。設置図と動線でございますが、本宅の全体図でございます。会場入り口は玄関入り口と同じでございます、玄関入り口で靴を脱いでいただきまして、受付のホールに入りまして、そのところに記念撮影コーナー、正面に入り口モニュメント、その次に、衣装展示、ダイジェスト映像、それから、縁側に移りまして、歴史用のパネルが並びまして、次の縁側で、篤姫、斉彬、愛加那の等身大のポスターがございます。左に折れまして、小道具展示台と番組パネル、あと、塗り絵、折絵の配布と色紙がございます。また、縁側に移動しまして、その後は、通常の観覧と同じコースで、矢印のとおり一周という形になります。最後、奥の廊下を通りまして、また受付のほうから退室しますが、現在、玄関を上がりまして受付のところに、記念撮影コーナーを設けていますが、ちょっと入館者の出入りで混み合う可能性がございます。その下（南）にあります応接室の応接セットを取り払いまして、そこに記念撮影コーナーを設けたいと思ひまして、そうするとちょっと、受付の前が滞留なくスムーズに出入りができると考えておりますので、ちょっと方針を変えまして、応接室のほうに記念撮影コーナーを設けたいと考えております。

次に、報告第91号、都城島津邸「島津 de 文化祭」開催要項の制定について。

都城島津邸文化祭の開催要項を別紙のとおり制定するものでございます。

次のページでございます。

今回、初めての企画でございます。開催のねらいは、都城島津邸に高校生等が足を運ぶようなイベントを開催することで、地元の歴史や文化に親しむきっかけをつかんでもらうことを目的としております。また、秋の行楽シーズン、家庭の日であることから、家族でのお出かけの場として来館を期待することができ、入館者増を図るものでございます。

今回は、都城西高を対象に絞って行っております。今後は、ほかの高校にも声かけをいたしたいと思っております。また、将来的には、中学校も対象に広げていきたいと考えております。

開催日時、平成30年11月18日、10時から15時でございます。会場は、島津邸広場、本宅でございます。内容といたしましては、高校生に都城島津邸内を部活動や委員会活動の発表の場として利用していただくものでございます。

タイムスケジュール等でご説明いたしますと、10時30分から12時30分にかけて、茶道部によるお茶のおもてなしを行う予定です。本宅で行います。それから、12時から12時30分、14時から14時30分、2回に分けまして、図書委員による読み聞かせ会を本宅で行います。その後、13時からぼんちくんに参加していただきまして、ステージイベントをしていただきまして、その後、13時30分から14時にかけて、音楽部による演奏を島津広場ステージ内で行う予定にしております。

料金は入場無料ですが、本宅、伝承館は別途有料でございます。当日は家庭の日ということで、決裁をいただいて、小学生以下の子どもたち、子連れの家族は全部無料としております。

続きまして、報告第92号でございます。都城島津邸ご入部記念史跡巡り開催要項の制定について。

都城島津邸ご入部記念史跡めぐり開催要項を別紙のとおり開催するものでございます。

次のページでございます。

開催要項、開催のねらい、都城島津家初代本郷資忠が文和元年、12月12日に薩摩迫に入ったという伝承

から、都城島津家では 12 月 12 日をご入部記念日として赤飯等を炊いて祝っていらっしゃいました。このご入部記念日にあわせてイベントを開催することにより、都城島津家及び都城の歴史を都城市内外に情報を発信し、都城周辺の史跡及び都城島津邸の来館者増を図るものでございます。

この企画は、平成 28 年度から行っておりまして、今回が第 3 回目となっております。開催は、平成 30 年 12 月 12 日、水曜日、主催は都城島津邸でございます。

内容といたしましては、開催日 12 月 12 日、9 時から 16 時、行程といたしましては、ご入部を記念いたしまして、都城島津家の居処を巡るということで、都城島津邸、薩摩迫、安永城、歴史資料館、高城資料館、祝吉御所等を考えております。募集定員、最大 20 名、料金は 1,500 円程度を予定しております。その他、ボランティアガイドが同行して、現地説明をいたします。また、募集広告に関しましては、11 月 15 日から参加者を募集するとともに、定期情報タウンみやざきでタウンみやざき 12 月号、11 月 27 日発売にも掲載予定でございます。募集締め切りが 12 月 7 日でございます。

以上で、説明を終わります。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 90 号から第 92 号につきまして、ご質問があればお願いいたします。

○濱田委員

報告第 91 号の都城島津邸、島津 de 文化祭、高校生に来てもらおうということが一つの目的ですよね。そこでやるのが、高校の茶道部のお茶会、これはすでに、高校全体に声をかけられているのですか。

○都城島津邸館長

ちょっと時間等がございまして、都城西高と島津邸がいろいろな研修のつながりがございまして、西高のボランティア担当の先生と接触をもちまして、今回、西高だけにお声かけをしております。以後はまた、ほかの学校にも声かけしたいと考えております。

○濱田委員

今回は西高だけということですね。わかりました。

○赤松委員

小さなことですが、事前にお送りくださった資料 90 号でご説明いただきました設営表を見ますと、下に赤い点線の枠で、経費不足のため展示なしと書いてある部分があるのですが、この番組紹介パネル 1 から 4 がなくても、5 から 8 が紹介されれば、きちんと意味が伝わるものでしょうか。1 から 4 がないと 5 から 8 が連続して理解できない状況ではないのですか。

○都城島津邸館長

その 1 から 4 と 5 から 8 とか、そのブロックで説明が完結しますので、ここの部分はなくても問題はないとは言いませんが、大丈夫ということで、NHK と協議してこういう形にしております。

これが衣装でございまして、ブロック単位で設置しまして、1 から 4 の説明がなくても大体の雰囲気はわかると考えております。

○中原委員

報告の 91 号なのですが、ご入部記念史跡巡りなのですが、史跡巡りが本年度からですか。

○都城島津邸館長

こういう史跡巡りの募集をかけているのが平成 28 年からやっております。

○中原委員

昨年、一昨年もこのようなものが出ていると思うのですが、募集定員の 20 名、昨年、一昨年は何名ぐらいたったのかなと思ひまして、妥当な数字なのかどうか。

○都城島津邸館長

20 名は超えていなくて、不確かですが、去年は 14、5 名あったと聞いております。確定ではございませ

んが。

○中原委員

それを踏まえて 20 名募集と。わかりました。

○都城島津邸館長

市のマイクロバスを使用しますので、大体、このぐらいが妥当かなという数字だと思います。

○中原委員

特に今年は、西郷どんのクライマックスで、終わっているかもしれませんが。

○都城島津邸館長

一応、職員、ボランティアガイドの対応能力としてはこれくらいかなと考えております。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第 90、91、92 号を承認いたします。ありがとうございます。

【報告第 88 号】

○教育長

それでは、報告第 88 号をスポーツ振興課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長

それではご説明いたします。

報告第 88 号は、一般財団法人都城市体育協会が表彰する平成 30 年度都城市スポーツ賞の選考結果の報告でございます。

本件は、各競技団体等から推薦のありました団体、個人を都城市スポーツ賞選考基準内規に基づきまして、選考されたものでございます。報告のところに掲載してありますように、選考経緯としましては、去る 9 月 26 日に都城市スポーツ賞選考委員会が開催され、10 月 15 日に開催された体育協会の理事会で承認されております。表彰内容につきましては、特別賞、功労賞の個人の部、優秀賞の団体と個人の部の 4 部門となっております。

まず、特別賞は、都城市出身者で、スポーツ競技において国際的、または全国的な大会で優秀な活躍、または成績を残し、この功績が顕著な方を表彰するものです。

次に、功労賞は、各競技団体から推薦のありました 10 年以上本市のスポーツ振興及び競技力向上に貢献された方々を表彰するものであります。

最後に、優秀賞は、県大会の連続優勝や九州大会、全国大会等で優秀な成績を収められた団体、個人を表彰するものであります。

詳細な選考基準につきましては、別紙都城市スポーツ賞選考基準内規のとおりでありますので、お目とおしをお願いいたします。

続いて、表彰の内訳であります。別紙、平成 30 年度都城市スポーツ賞被表彰者一覧をご覧ください。本年度は、特別賞として、国際大会や全国大会等で優秀な成績を残された市内の小学生 2 名、高校生 2 名の計 4 名をはじめ、功労賞として、長年にわたり本市のスポーツの振興及び競技力向上にご貢献いただいた個人 14 名となっております。また、優秀賞では、各種大会で優秀な成績を収められた個人の部の児童・生徒 18 名、一般 6 名の計 24 名で、団体の部は都城工業高校少林寺拳法部の一団体でございます。

推薦理由等については、選考委員会のほうで一点、一点精査をいたしまして、ご承認いただき、表彰をするものであります。11 月 29 日に表彰式を中山荘で行う予定でございます。例年皆様方にもご案内さしあげておりますので、ご出席よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 88 号につきまして、ご質問等あればお願いします。

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第 88 号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

【報告第 89 号】

○教育長

それでは、報告第 89 号を生涯学習課長から説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、生涯学習課の新宮でございます。

では報告第 89 号、平成 30 年度都城市人権啓発推進大会、開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

ひとり一人の人権が尊重され、誰もが真に豊かで幸せを実感できる社会の実現をめざしまして、12 月 4 日から始まる人権週間に引き続き人権啓発推進大会を開催して、人権意識の高揚を図るものでございます。今年度は、12 月 15 日に開催して、人権啓発標語の入賞者表彰と講演会を行います。

まず、標語につきましては、7 月の定例教育委員会でもご説明申し上げましたとおり、小学生、中学生、そして一般から募集をしたところでございます。

今年度は各学校のご協力により、昨年度を 298 作品上回る 5,776 作品の応募がございまして、また、すべての学校から作品をご提出いただいたところでございます。

標語の表彰につきましては、各部門の最優秀賞のほか、小学生では 1・2 年生、3・4 年生、5・6 年生の 3 つ、中学生の部では学年ごとに 3 つ、これに一般を合わせた 7 つの優秀賞を設けているところです。

なお、表彰作品の選考は、10 月 29 日に開催した人権啓発推進協議会の第 2 回幹事会において決定したところでございます。

また、講演会は、数学者で大道芸人のピーター・フランクル氏をお招きして、お話をいただくことになっております。

以上が、大会開催要項の中身でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

では、報告第 89 号につきまして、ご質問等あればお願いしたいと思います。

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第 89 号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

【報告第 85 号、報告第 87 号】

○教育長

それでは、報告第 85 号と 87 号を教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課 江藤です。2 点の報告がございまして。

まずは、報告第 85 号、専決処分した事務、平成 30 年度都城市教育委員会名義後援、共催についてから説明いたします。

今回、名義後援、共催ともに、平成 30 年 9 月 27 日から 10 月 23 日までに承認したものを上げております。

名義後援につきましては、総計 13 件を承認しております。内訳につきましては、別紙の一覧表、表面 1 ページをご覧ください。スポーツ関係が 3 件、山之口及び高崎総合支所地域振興課各 1 件の 2 件、その他、教育総務課受付分 8 件となっております。ちなみに、平成 29 年、28 年、27 年の部分で、横棒が引いてあるのが、5 件ございます。上の 3 件は、新規の団体でございます。そして、4 つ目の横棒ですけれども、申請

団体が九州地区ろうあ学校体育文化連盟というのは、確か、29 年、28 年、27 年はございませんでした。直近が、平成 23 年に実績がございます。ここは 14 年から 15 年ごとに申請があります。5 番目の九州沖縄映画仮想画コンテスト実行委員会も初めでございます。一番下から二段目の宮崎県エンジョイフェスティバル実行委員会は、担当課の記入漏れでして、平成 29 年、28 年、27 年すべて〇でございます。

では、次に、共催についてご説明いたします。

共催につきましても、名義後援同様、合計 13 件を承認しております。内訳につきましては、別紙の一覧表をご覧ください。学校教育関係 12 件、都城島津邸関係 1 件となっております。

以上で、報告第 85 号の報告を終わります。

続きまして、報告第 87 号 都城市立小中学校準公金取扱い要項及び取り扱いマニュアルの制定について、中間報告いたします。

その前に、本文の一行目の修正を若干お願いします。

小・中学校における事務の効率化及び簡素化と書いてありますけれども、効率化を適正化にまず書き換えます。及び以下の簡素化を効率化のほうに書き直してください。第一義として適正化、第二義として効率化ということを目指しております。

今回はこの素案が出来ましたので、中間報告をし、委員の皆様方の承認を求めるものでございます。

では、次のページをご覧ください。

制定ポイントとございます。この制定ポイントと準公金取り扱いマニュアルが教育委員の皆さんには事前配付があったと思いますので、簡単に要旨のみ説明させていただきます。

経緯としまして、本市でも過去に P T A 雇用職員による P T A 会費等の不正流用が発覚したことが契機となりまして、当該要項及び取り扱いマニュアルを作成することにいたしました。全国でも同様の事案が発生しており、適正化の機運が高まる中、各教育委員会においても取り組まれているようです。

続きまして、2 つ目の丸ですけれども、制定にあたりまして、事務管理委員会と専門部会委員会を設置しておりますけれども、それぞれのメンバーの方々はこのとおりでございます。

続きまして、3 つ目の丸ですけれども、まず、準公金の考え方でございますけれども、小中学校で取り扱う現金、預金のうち、公的性質を有するものについては、準公金とみなし、今回マニュアルの対象範囲としております。これはマニュアルの 1 ページを見ていただければ表がございますので、これはまた改めてご覧ください。

2 つ目に、準公金取り扱いマニュアルの考え方でございますけれども、準公金はいくまでも保護者から管理を付託された預かり金であるということ認識していただくということで、公金に準じた会計処理をお願いしたいと考えております。具体的には、下の①から⑦、5 項目を柱とし、それぞれについてマニュアルのほうにも詳しく記してございます。

3 つ目に、関係法令の一部ですけれども、財務・会計の取り扱いにつきましては、小中学校納入金会計事務取扱要綱、こちら平成 18 年 1 月 1 日に制定しております。及び今回作成しました都城市小中学校準公金取扱要綱によることとし、さらに、このほかに取扱マニュアルを作成したところでございます。

次に裏面をお願いします。

こちらは、学校における管理等について記載しております。まず、学校での適正な管理と点検ですけれども、まずは、学校には現金を置かないと基本的な考えに基づきまして、現金で収納した場合は、原則として翌営業日までに預金口座へ入金し、学校に現金を置かないようにすることで、わずかな時間でも学校に現金を置く時間を短縮するというので、危機管理ではなく、リスク管理の意識づけを徹底させたいと考えております。

次に、準公金の収納ですけれども、学校に現金を置かないということを常態化するには、基本、口座振替による収納としたいところでございますけれども、そればかり言うてはおられませんので、いわゆる地区収納に関しては、上記と同様の取り扱いと考えております。

最後の丸ですけれども、未納対策及び強制執行等の手続きということで、最終手段になりますけれども、準公金はいくらでも私債権でございます。税金とか、保険料とは性質が違いますので、こちらの未納が発生した場合には、都城市債権管理条例及び都城市債権管理条例施行規則の基準に沿って、事務処理を行うこととしております。現在、学校におきましては、電話や文書等で未納世帯の保護者に納付の催告を行っておられるようです。しかしそれでもなお納付がない保護者に対しましては、教育委員会からの納付につきまして、お願い文書を出すことといたしました。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○教育長

ありがとうございます。

ただいまのマニュアルを端的にペーパーにさせていただきまして、ありがとうございます。

それでは、質問等ありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○濱田委員

マニュアルの中に、19 ページ、(7) 会計監査があります。言葉の意味がわからないので、お伺いするのですが、①監事の選任及び役割分担のところの 3 行目に、共同学校事務室による監査とありますが説明してください。

○教育長

共同学校事務室ということの説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課主査

来年 4 月から、今、共同実施支援室という各中心校、中学校校区が多いのですが、その中で事務処理を地区分けして、そのエリアごとに研修等をお願いしているところなのですが、それが来年の 4 月から名称が変わります。システムがちょっと変わるのでありますが、それは共同学校事務室という名称に変わって、中身としてはまだちょっと全体を示されていないのですが、今で言う共同実施支援室の名称が変わって共同実施事務室になります。

○濱田委員

共同実施支援室というのは既にあって、それは幾つかの学校、校区全体のまとめてやれることはここでやるということですか。

○教育総務課主査

ここでは、学校内での監査もしていただいて、それから地区内、共同実施の地区内で、第三者の目から監査をしていただくということで、各中学校区内の中で、お互いに監査をし合ってくださいということです。

○濱田委員

学区内のどこかの学校が担当しているということですね。

○教育総務課長

そうですね、中心校がありますので。

○赤松委員

平成 26 年 2 月に P T A 雇用職員による不正が発覚したことに起因して作成したと資料に書いてございましたが、この時、どのような形の不正があったかということは、正確に記憶していません。私が準公金等を扱う時に大事なことは、個人が預かったり、持ったりするということはあるはずではない。あるいは、通帳や帳簿や銀行印なり、これを個が保管して、他の目に触れることが無いような状況であってはならないと考えております。いつも通帳や公印使用の帳簿がオープンになっており、可視化されていけば、そういう準公金なり学校が集めたお金を個人的にどうこうすることはできない状況になるだろうと思っているのです。こういうマニュアルができて、実際きちんと、お金の使い方がきちんとなされていくことは、大変すばらしいことだと思いますので、そういうふうには誰でも通帳なり見れる、可視化されるような状況を常に作っておくことが、不正を防ぐことの一つ大事なことでないかと思っておりますので、ぜひ、こういうマニュアルが

出来て、お金の集め方、あるいは保管の仕方、銀行への出し入れ、そういったものが適正になされていくことは素晴らしいことだと思いますので、大変でしょうが、どんどん進めていただきたいと思います。

○岡村委員

平成 26 年が私の学校で、平成 26 年の 4 月から着任したのですけれども、その時にあったことなのですが、それ以降、会計の通帳、その時は担当の雇用の方が通帳も保管し、印鑑も保管しということをしていて、監査もきちんとなされていなかったということで、地域の方の監査も P T A のほうで受けていたのですが、ごまかされたものを見せられて、それで印鑑を押されたところがあったということで、それからはっきりしましてから、大体の金額を算出しまして、今も返金していただいているところなのですけれども、最初は 1 月に 1 回、P T A 役員と担当の P 雇用の職員と私とで、全部付け合せていました。通帳と出納簿と支払い調書、毎日の調書とか、購買部の益金とか、1 月 1 回。次の年に 2 月に 1 回という形で、多分、今でも続けられていると思っています。徹底して、管理をきちんとして、その中に、P T A なのですが事務職員、事務の主幹とか、そういう方も入ってもらって、ぐるっと回って校長のところまで来てという形で、とにかく徹底して見えないお金がないように取り組んでいるところです。

○教育部長

ありがとうございました。

ほかにごございませんでしょうか。

○赤松委員

名義後援の中で、10 月 3 日に承認されて、10 月 7 日に開催されたという水泳大会は、恐らく、水泳協会がいろいろ発信している中では、都城市の後援をいただいていますみたいな形で流されていたのだと思うのですけれども、こんなにぎりぎりに上がってくるものなのかと思っています。10 月 3 日に承認を受けて 7 日というのは、時期が近すぎるのではないかと感じたのですが、これはどうだったのでしょうか。

○教育総務課長

教育委員会としましては、実際の施行日の一月前には申請をお願いしたいという周知しております。ですので、申請書を見ますと、9 月 28 日に申請してございます。実際に 10 月 7 日の日曜日が水泳大会の日ですので、10 日もなかったということなので、もしかすると、既に、教育委員会が名義後援をすることを踏まえてされたのではないかと考えます。また、担当課に聞いてみます。

○濱田委員

もう一点ございました。

マニュアルの 9 ページですが、そこの教諭の役割の中に、③教諭の役割の中の 9 番目の未納者への指導、催促というのがそこにあります。これは今まで先生がされていたと思うのですけれども、これが結構大変なのではないかというのが、議論になっているのではないかとと思うのですが、こういうふうに先生が指導、催促をやらざるを得ないということなのではないでしょうか。

○教育総務課主査

一番最初の未納対策の気づきとしては、担任の先生が学級費なり、学年費とかが遅れがちだとか、遅れているというのをまず、第一に先生が気づかれて、最初のステップとしては、担任からしていただく。それで駄目な場合は、ここにあるのですけれども、その次のステップとしては、学校全体で未納対策に取り組んでいただくと考えております。まずは、担任の先生だということです。

○岡村委員

校長の役割というところに、未納者への指導とあって、ほかのところは皆催促とかあるのですけれども、校長名で催促状を出すとかいうことはあるのですか。

○教育総務課副課長

校長名で出すことはあります。

○岡村委員

P T A会長と一緒に回るとかというような話を聞いたことがあるのですが。

○教育総務主査

催告も含まれて、ここは学校の事務の先生からの要望もあって、校長先生のところだけ変えているのですけれども、未納者に対しても指導もするという意味でのという表現になっていまして、最終責任者なので、表現を変えてほしいということで、催告も含めた指導をしていただくという意味で、ここで指導という表現にしました。

○濱田委員

準公金だから、公金ではないですよ。そういうものに組織の長が催促みたいなことができないとか、そういうことではないですよ。

○教育総務課主査

債権者としては校長が債権者になりますので催告できます。

○濱田委員

書かないとわからないですね。

○教育総務課長

ここは詳しく書きます。

○教育長

文部科学省が教員の働き方改革で、これは教員がやってください、これは教員は外してくださいと言っているものがあるので、文部科学省の学校における働き方改革の中のサイトの中に入っているのも、そこうまく照らし合わせないと、逆行することになりはしないかなと思いますので、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

○教育総務課主査

その働き方改革の中で、基本的に学校以外が担うべき業務の中に、学校徴収金、うちでいう学校納入金の徴収と管理というのが上がっていますので、それを踏まえた上で、今の都城の現状としては、学校現場である程度未納対策をしていただかないといけないという状況というか。それで今このマニュアルを今作っています。

○教育長

だとしたら、そこは何か書いておかないと、都城は逆行しているねと言われてしまうと思います。将来はこれもなくしていくのだとかいう方向性とかないと、結構、文部科学省は緊急対策として出しているわけなので、ちょっと厳しいかなと思います。まだ議論を、これで最終経緯ではないので。

○赤松委員

2月が完了報告ということになるので、2月の定例教育委員会でそういう意見になって、ご意見が出た分については検討されているのではないですか。

○教育総務課長

11月26日の校長会で、中間報告をさせていただこうと考えておりますので、その前には今、教育長が言われたように、文科省の方針と沿った形で再度作り直したいと考えています。

○教育長

よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第85号、87号を承認いたします。ありがとうございました。

【報告第86号】

○教育長

続きまして、報告第86号を教育部長からご説明いただきます。お願ひいたします。

○教育部長

それでは、最後になりましたけれども、報告第 86 号、臨時代理した事務の報告、承認になります。

内容につきましては、補正予算の専決処分になります。

一枚めくっていただきますと、平成 30 年度補正予算 10 月専決の歳入のページが書いてありますけれども、今回の歳入歳出補正につきましては、9 月 30 日に台風 24 号が来ましたが、その際に出ました台風災害に伴う予算の補正を行うというものでございます。今、申し上げましたように、歳入につきましては、増減はございません。

めくっていただきまして、歳出の一覧が載っております。この中の左端の 55 款、災害復旧費の中の 25 項、文教施設災害復旧費の 05 の公立学校施設、10 の社会教育施設、15 の保健体育施設、この 3 つの目のところにそれぞれ補正額が公立学校施設の場合が 4,160 万円、社会教育施設の場合が 105 万 4 千円、保険体育施設が 593 万 4 千円の増額補正をするというものでございます。合計、合わせまして、文教施設災害復旧費の集計の欄 4,858 万 8 千円の歳出補正をするというものでございます。

次のページから、その具体的な内容が載っておりますけれども、委員会説明資料の歳出 10 月専決の、教育総務課が専決処分したもので、これは公立学校の施設に関するものです。事業内容のところに、説明文が書いてありますけれども、先ほど言いましたように、台風 24 号の被害によりまして、小学校 34 校、中学校 18 校の中で、倒木の伐採であるとか、あるいは、山之口小学校の法面が一部倒壊しておりますので、そういったものの修繕等に合わせまして、4,160 万円が必要になったということで、増額補正をするものです。

それから、次のページがスポーツ振興課の関係する施設になります。具体的には、早水公園の体育文化センター、ここで雨漏りが発生いたしまして、その入ってきた雨水がエレベーターの中にまで侵入しまして、エレベーターが動かなくなったということで、その修繕料、そのほか、高城の勤労青少年ホームの倒木撤去、こういったものに 593 万 4 千円の増額補正をするというものです。

その次のページが、都城島津邸の関係になりますけれども、ここも同じく倒木の撤去、それから、その裏側のページになりますけれども、高城の地域振興課が管理しております高城郷土資料館の倒木の撤去に 12 万 4 千円の災害復旧のための予算が必要になったということで、通常であれば 12 月補正に議会にかけるところなのですが、災害復旧ということで急ぐということもありまして、専決に今回させていただきまして、12 月議会で報告をすることになるということになります。

以上で、専決の件につきましての報告を終わります。よろしくご審議ください。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 86 号について質問等あれば、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第 86 号を承認いたします。ありがとうございました。

11 その他

○教育長

それでは続きまして、各課からの連絡事項がございます。

まず初めに、学校教育課から、途中人事異動についての説明があります。よろしくお願いたします。

○学校教育課

前回、ご報告はさせていただいてはいたしましたが、10月16日に県の疾病審査会、県の教育委員会があり、それを受けて、10月18日に県の人事委員会がございました。そこで、最終決定されたのが、庄内中学校の富永校長が正式に休職になったということが決定されました。期間は、平成30年11月1日から平成31年3月31日までです。それに伴って、先ほど教育長が言われましたように、途中人事が発生いたしました。次のような内容での異動でございます。ご報告申し上げます。

まず、庄内中学校の校長に、谷口千尋副課長がまいります。その谷口千尋副課長の空いた席に、明道小学校から大迫拓也教頭先生が来られます。その明道小の空いたところに、明道小の教頭先生として西岳小学校から、小野田武晃教頭先生が来られます。そして、その西岳小学校の空いた教頭先生のところに、川東小学校から岩元貢慈主幹教諭が教頭としてまいります。

なお、このことにつきましては、今日の朝刊にすべて載りましたことを申し伝えておきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

何かご質問ありませんでしょうか。

○中原委員

まだ、2学期の広報がありますので、校長先生、教頭先生の写真の差し換えをしていただければと思います。

○学校教育課

いろいろ細かいことがこれからも色々出てくるのかなど、わかりました。準備しておきます。

○教育長

ほかにございませんか。

○赤松委員

岩元先生は教務主任ですよね、であれば、教務主任の後任の見直しとかありますか。

○学校教育課

校長先生に確認いたしましたら、次の教務主任の先生は決まっておりました。ただ、今、苦勞されているのが、それに伴う臨時的な雇用をしなくてはいけなくて、これに非常に苦勞されていて、我々もちょっと動いてはいるのですけれども、なかなか見つからない状況です。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、教育総務課お願いいたします。

○教育総務課主幹

本日お配りしております 10 月 31 日定例教育委員会資料と記載したのですが、第二期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査（アンケート調査）についてということで、福祉部保育課のほうから情報提供がありましたので、皆様にお知らせいたします。

現在、都城市子ども・子育て支援事業計画、平成 27 年度からの 5 ヶ年ですが、この計画に基づきまして、子ども・子育て支援施策を計画的に推進しております。今年度に調査を実施し、来年度に平成 32 年度から 5 年間の第 2 期計画を策定予定となっております。

今日の教育長報告で、小林市の話もありましたが、福祉部と教育委員会がいろいろと連携をしながら、子育て支援施策を実施しないといけないということで、計画策定にあたっては教育委員会とも連携を図っていきながら、福祉部としては行っていきたいというお話でした。

ニーズ調査につきましては、子ども・子育て支援法にニーズを把握して計画を策定しなければならないとなっております。ニーズ調査は必須事項となっております。調査対象は就学前児童 2 千名、就学児童 2 千名の保護者となっております。調査方法は、未就学児童は郵送法、就学児童、これは小学生ですが、学校を通じて配付をいたしまして、回収は郵送または学校を通じての回収となります。素案につきましては、現在、作成をされておまして精査中という状況です。

今後のスケジュールですが、11 月中旬以降にニーズ調査票を発送されまして、今年度中に集約分析をするという状況です。その結果に基づきまして、来年度計画を策定するという予定になっているところです。

以上、報告になります。よろしく願いします。

○教育長

ありがとうございました。

いろいろな必要な調査等はやらないとしょうがないということでしょうか。これについては、よろしかったでしょうか。

では、これにて案件はすべて終わりました。

○12月定例教育委員会日程について

日程 平成30年11月28日（水） 13時30分から

会場 市役所南別館3階委員会室

以上で、11月の定例教育委員会を終了いたします。